

山梨県公報

第三百二十八号

令和四年

十二月八日

木曜日

目次

○道路の区域変更……………	六三三
○道路の供用開始……………	六三三
○電線共同溝を整備すべき道路の指定……………	六三三
○建築基準法に基づく道路位置指定……………	六三四
○県営土地改良事業の工事の完了……………	六三四
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………	六三三
○技能検定員等審査の実施……………	六三八

告示

山梨県告示第二百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和五年一月四日まで一般の縦覧に供する。
令和四年十二月八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百一十一号
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲州市塩山上萩原字裂石四七八三番一地先	旧	六・一	二九三・〇

から

甲州市塩山上萩原字裂石二六七一番三地先まで

新	旧
五七・二	六・一
二九三・〇	六八・二
一〇・四	一〇・四
七七・九	七七・九
二三一・〇	二三一・〇

山梨県告示第二百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和五年一月四日まで一般の縦覧に供する。
令和四年十二月八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	甲府市川三郷線	甲府市中央四丁目五八三番四地先から甲府市中央四丁目五六四番二地先まで	五二・七	令和四年十二月十五日

山梨県告示第二百七十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。
令和四年十二月八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間

一般国道	百四十号	笛吹市石和町東高橋字梅ノ木一〇一番一地从先から 笛吹市石和町河内字宮窪四四五番一地从先まで
------	------	--

山梨県告示第二百七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。
令和四年十二月八日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 指定の年月日 令和四年十一月二十九日
 - 指定道路の位置 韮崎市藤井町北下條字上横屋四百六十四番二、四百七十番六
 - 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇メートル
 - 指定道路の延長 二十三・五三メートル

公 告

● 県営土地改良事業の工事の完了
 県営土地改良事業（八ヶ岳東部地区中山間地域総合整備事業）の工事は、平成二十四年三月二十三日をもって完了した。
 令和四年十二月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

公安委員会

山梨県公安委員会告示第百二十号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置され、又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。
 令和四年十二月八日

山梨県公安委員会
 委員長 武 田 信 彦

別表第一中

四〇一	甲府市国玉町一五番地先（国道四一〇号と市道との丁字路交差点）	玉諸神社北東	令和四年六月二日 告示第五二〇号
-----	--------------------------------	--------	---------------------

を

四〇一	甲府市国玉町一五番地先（国道四一〇号と市道との丁字路交差点）	玉諸神社北東	令和四年六月二日 告示第五二〇号
四〇二	甲府市落合町一、一九六番地先（県道甲府精進湖線と新山梨環状道路との交差点）	落合西Ⅰ・C入口	令和四年二月八日 告示第一二〇号

に改める。

別表第四の一三の項を次のように改める。

一三	市道	甲府市中央四丁目七番八号先（市道同士の丁字路交差点）	車両（二輪、軽車両を除く）	車両進行 西から東	甲府	令和四年二月八日 告示第一二〇号
----	----	----------------------------	---------------	--------------	----	---------------------

別表第四の六二八の項の次に次のように加える。

六二九	市道	甲府市中央五丁目七番二五号先（連雀交差点）	車両	車両進行 東から西	甲府	令和四年二月八日 告示第一二〇号
六三〇	国道一 （新山梨環状道路） 西側入口	甲府市落合町一、二〇番地先（落合オランダ外回りで、甲府市小曲町一、八二番地二先（落合））	自動車	車両進行 北から南	南甲府	令和四年二月八日 告示第一二〇号

五二八	五二七	六三三	六三二	六三一
右府方主要地 左中道甲 口中央地	市道	四〇道一 （新山号） 梨環状 道西落 合西イ ンタリ ン内回 オプ ンフ ラ	四〇道一 （新山号） 梨環状 道西落 合西イ ンタリ ン内回 オプ ンフ ラ	四〇道一 （新山号） 梨環状 道西落 合西イ ンタリ ン内回 オプ ンフ ラ
甲府市小曲町一、四 番地三七先（西） 下条ランプ出口と接す	甲府市中央四丁目一 番丁字路交差点 （市道同）	甲府市小曲町一、四 番地三七先（西） 下条ランプ出口と接す	甲府市小曲町一、四 番地三七先（西） 下条ランプ出口と接す	甲府市小曲町一、四 番地三七先（西） 下条ランプ出口と接す
西進する自動車	北進する車両（二輪を除く）	自動車	自動車	自動車
終日	終日	終日	終日	終日
南甲府	甲府	南甲府	南甲府	南甲府
令和四年二月八日 告示第一二〇号	令和四年二月八日 告示第一二〇号	令和四年二月八日 告示第一二〇号	令和四年二月八日 告示第一二〇号	令和四年二月八日 告示第一二〇号

別表第五の五一六の項の次に次のように加える。

八四六	八四五	八四四	八四三	五〇六	五一九
四〇道一 （新山号） 梨環状 道西内 下条ラ ンブ出 口	四〇道一 （新山号） 梨環状 道西内 下条ラ ンブ出 口	四〇道一 （新山号） 梨環状 道西内 下条ラ ンブ出 口	四〇道一 （新山号） 梨環状 道西内 下条ラ ンブ出 口	削除	四〇道一 （新山号） 梨環状 道西内 下条ラ ンブ出 口
甲府市小曲町一、四 番地三七先（西） 下条ランプ出口と接す	甲府市小曲町一、四 番地三七先（西） 下条ランプ出口と接す	甲府市小曲町一、四 番地三七先（西） 下条ランプ出口と接す	甲府市小曲町一、四 番地三七先（西） 下条ランプ出口と接す		甲府市小曲町一、四 番地三七先（西） 下条ランプ出口と接す
東進する自動車	西進する車両	南進する自動車	東進する車両		東進する自動車
終日	終日	終日	終日		終日
南甲府	南甲府	南甲府	甲府	南甲府	南甲府
令和四年二月八日 告示第一二〇号	令和四年二月八日 告示第一二〇号	令和四年二月八日 告示第一二〇号	令和四年二月八日 告示第一二〇号	令和四年二月八日 告示第一二〇号	令和四年二月八日 告示第一二〇号

別表第六の八四二の項の次に次のように加える。

別表第六の五〇六の項を次のように改める。

回りオ ンラン プ)				
------------------	--	--	--	--

別表第十の九〇の項を次のように改める。

九〇	主要地 方道甲 府市川 三郷線	甲府市中央四丁目一〇番一〇号 先	四	甲府	令和四年二月 八日 告示第一二〇号
----	--------------------------	---------------------	---	----	-------------------------

別表第十の二二三の項を次のように改める。

二二三	市道	甲府市中央四丁目五番八号先	五	甲府	令和四年二月 八日 告示第一二〇号
-----	----	---------------	---	----	-------------------------

別表第十の八五五の項を次のように改める。

八五五	国道五 二号	南巨摩郡南部町福士二、七〇〇 番地一九先	二	南部	令和四年二月 八日 告示第一二〇号
-----	-----------	-------------------------	---	----	-------------------------

別表第十の二、八〇七の項を次のように改める。

二、八〇七	市道	笛吹市境川町小黒坂一、八八〇 番地二先	二	笛吹	令和四年二月 八日 告示第一二〇号
-------	----	------------------------	---	----	-------------------------

別表第十の三、九九一の項及び三、九九二の項を次のように改める。

三、九九一	削除			富士	令和四年二月 八日 告示第一二〇号
三、九九二	削除			富士	令和四年二月 八日 告示第一二〇号

別表第十の三、九九五の項を次のように改める。

三、九九五	削除			富士	令和四年二月 八日 告示第一二〇号
-------	----	--	--	----	-------------------------

別表第十の四、五五八の項を次のように改める。

四、五五八	削除			南甲	令和四年二月 八日 告示第一二〇号
-------	----	--	--	----	-------------------------

別表第十の五、一六二の項を次のように改める。

五、一六二	主要地 方道甲 府南ア 線	甲斐市西八幡一、九三二番地一 先	三	甲斐	令和四年二月 八日 告示第一二〇号
-------	------------------------	---------------------	---	----	-------------------------

別表第十の五、六九八の項を次のように改める。

五、六九八	市道	甲府市国玉町五〇〇番地二先	一	南甲	令和四年二月 八日 告示第一二〇号
-------	----	---------------	---	----	-------------------------

別表第十の五、七〇二の項の次に次のように加える。

五、七〇三	市道	甲府市丸の内一丁目一〇番七号 先	一	甲府	令和四年二月 八日 告示第一二〇号
-------	----	---------------------	---	----	-------------------------

五、七〇四

五、七〇四	市道	甲府市下鍛冶屋町五〇九番地六 先	一	南甲	令和四年二月 八日 告示第一二〇号
-------	----	---------------------	---	----	-------------------------

五、七〇五

五、七〇五	国道一 号(新山)	甲府市小曲町一、〇二九番地三 七先(西下条ランプ外回りオ ンランプ出口)	一	南甲	令和四年二月 八日 告示第一二〇号
-------	--------------	--	---	----	-------------------------

五、七〇六

五、七〇六	国道一 号(新山)	甲府市小曲町一、〇二九番地三 四先(西下条ランプ内回りオ ンランプ入口)	一	南甲	令和四年二月 八日 告示第一二〇号
-------	--------------	--	---	----	-------------------------

一、七	八、七	八、七	一、二 〇八	五、七〇七
国道一	梨(新)山一	梨(新)山一	市道	湖線
甲府市西下条町一	甲府市小曲町一、 四六八番地先(西 下条ランプ入口)	甲府市小曲町一、 四六八番地先(西 下条ランプ入口)	甲府市中央一丁目 一、二番(四号先) 検庁南交差(先) から甲府市中央五 丁目七番二五号先 丁(連雀交差)ま での両側	甲府市落合町一、 一九六番地先
五八五	一二〇	一三〇	五三〇	三
自動車	自動車	自動車	除②けん引 ③を引	府南甲
五〇	四〇	四〇	四〇	府南甲
南甲	府南甲	府南甲	甲府	令和四年一月八日 告示第一二〇号
令和四年	令和四年 一月二日 告示第一 二〇号	令和四年 一月二日 告示第一 二〇号	令和四年 一月二日 告示第一 二〇号	告示第一二〇号

別表第十四の一、二〇八の項を次のように改める。

別表第十四の一、七八六の項に次のように加える。

別表第十六の二、〇三七の項を次のように改める。

四九七	九一、七	九一、七	九一、七	九〇
梨(新)山一	梨(新)山一	梨(新)山一	梨(新)山一	梨(新)山一
甲府市小曲町一、 五二六番地先(一 甲府市小曲町一 から西下条ラ ンプ入口)ま での両側	甲府市小曲町一、 五二六番地先(一 甲府市小曲町一 から西下条ラ ンプ入口)ま での両側	甲府市小曲町一、 五二六番地先(一 甲府市小曲町一 から西下条ラ ンプ入口)ま での両側	甲府市小曲町一、 五二六番地先(一 甲府市小曲町一 から西下条ラ ンプ入口)ま での両側	甲府市小曲町一、 五二六番地先(一 甲府市小曲町一 から西下条ラ ンプ入口)ま での両側
二七五	一、〇四〇	二二五	一五五	一四五
自動車	自動車	自動車	自動車	自動車
終日	六〇	五〇	四〇	四〇
府南甲	府南甲	府南甲	府南甲	府南甲
令和四年 一月二日 告示第一 二〇号	令和四年 一月二日 告示第一 二〇号	令和四年 一月二日 告示第一 二〇号	令和四年 一月二日 告示第一 二〇号	令和四年 一月二日 告示第一 二〇号

二、〇三七	市道	笛吹市一宮町東原五一〇番地先 (市道同士の丁字路交差点・東 進車両)	笛吹	令和四年二月 八日 告示第一二〇号
-------	----	--	----	-------------------------

別表第十六の二、九七八の項を次のように改める。

二、九七八	町道	中巨摩郡昭和町飯喰一、二六〇 番地一先(町道と主要地方道甲 府市川三郷線との十字路交差 点・東進車両)	南甲府	令和四年二月 八日 告示第一二〇号
-------	----	--	-----	-------------------------

別表第十六の三、二五五の項を次のように改める。

三、二五五	市道	笛吹市一宮町坪井九九一番地一 先(市道同士の十字路交差点・ 南進車両)	笛吹	令和四年二月 八日 告示第一二〇号
-------	----	---	----	-------------------------

別表第十六の四、四六六の項及び四、四六七の項を次のように改める。

四、四六六	削除		南甲府	令和四年二月 八日 告示第一二〇号
四、四六七	削除		南甲府	令和四年二月 八日 告示第一二〇号

別表第十六の九、八二二の項を次のように改める。

九、八二二	削除		南甲府	令和四年二月 八日 告示第一二〇号
-------	----	--	-----	-------------------------

別表第十六の一二、一三二の項を次のように改める。

一二、一三二	市道	甲府市国玉町五四三番地一先 (市道同士の十字路交差点・西 進車両)	南甲府	令和四年二月 八日 告示第一二〇号
--------	----	---	-----	-------------------------

別表第十六の一二、一四二の項の次に次のように加える。

一二、一四三	国道一 四〇号 (新山)	甲府市小曲町一、〇二九番地三 七先(西下条ランプ外回り ランプ出口・西進自動車)	南甲府	令和四年二月 八日 告示第一二〇号
--------	--------------------	--	-----	-------------------------

梨環状 道路西 下条ラ ンプレ 外	南進 車両	甲府市中央一丁目二番地四号 先(検察庁南交 差点)から甲府 市中央五丁目七 番二五号先(連 雀交差点)まで の両側	甲府	令和四年 二月八 日 告示第一 二〇号
-------------------------------	----------	---	----	---------------------------------

別表第十七の二六の項を次のように改める。

二六	市道	甲府市中央一丁目二番地四号 先(検察庁南交 差点)から甲府 市中央五丁目七 番二五号先(連 雀交差点)まで の両側	車両	終日	甲府	令和四年 二月八 日 告示第一 二〇号
----	----	---	----	----	----	---------------------------------

別表第二十三の七二の項の次に次のように加える。

七三	市道	甲府市中央一丁目二番地四号先(中央四丁目交差点)から東方面三〇メートル、西方面三〇メートルまでの区間	西進 車両	甲府	令和四年二月 八日 告示第一二〇号
----	----	--	----------	----	-------------------------

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。)第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関する審査(以下「技能検定員審査」という。)及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)を次のとおり実施する。

令和四年十二月八日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

一 審査の種類 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、けん引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る「技能検定員審査」及び「教習指導員審査」

二 審査日時及び場所

1 審査日時 令和五年一月十日（火）から同月十三日（金）までの午前九時から午後五時まで

2 審査場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター受付期間及び場所

1 期間 令和四年十二月十九日（月）から同月二十三日（金）まで

2 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査 技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査 教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 二万三千四百円

(二) 普通自動車免許 一万九千五百円

(三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 一万四千七百円

(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 二万五千五百円

2 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 一万四千五百五十円

(二) 普通自動車免許 一万千八百五十円

(三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 九千六百五十円

(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 一万二千四百五十円

なお、いずれの審査手数料についても山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課

(電話〇五五―二八五―〇五三三(内線五九二))に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番